

令和 8 年度 石川地方最低賃金審議会

第 1 回 運営小委員会

令和 8 年 8 月 19 日（水）

午前 10 時 00 分から午後 0 時 00 分まで

金沢駅西合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

（１） 委員長、委員長代理の選出について

（２） 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性について

（３） その他

3 閉 会

令和8年度 石川地方最低賃金審議会 第1回 運営小委員会

【資料目次】

ページ

□ 石川地方最低賃金審議会 運営小委員会 運営規程	1
□ 石川地方最低賃金審議会 運営規程	3
□ 石川地方最低賃金審議会 石川県最低賃金専門部会 運営規程	5
□ 第1回 運営小委員会 委員及び出席者名簿	7
□ 特定最低賃金とは	9

【最低賃金法(抄)】 【特定最低賃金の改正の申出】

□ 令和8年度 特定(産業別)最低賃金改正申出書(写)、審査結果表	13
---	----

略称:【繊維】 【一般機械】 【自動車】 【電気機械】 【百貨店】

□ 石川県最低賃金額の推移	35
□ 全国の特定最低賃金の審議・改正結果	37

【全国・特定(産業別)最低賃金額決定状況】 要覧 P138～をご覧ください

石川地方最低賃金審議会小委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、石川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する小委員会（以下「運営小委員会」という。）の議事に関し、最低賃金法、最低賃金審議会令及び石川地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(審議事項)

第2条 運営小委員会は、審議会運営の基本的な事項について審議し又は意見を交換するものとする。

(委員長)

第3条 運営小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ前項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 運営小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

3 委員会は、委員長が必要と認める場合においては、委員でない者の説明又は意見を聞くものとする。

(会議における議決)

第7条 運営小委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損

- なわれるおそれがある場合等には、委員長は会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる

(審議会への報告)

第9条 委員長は、会議の審議結果について、その都度、審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営小委員会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年8月21日から施行する。

石川地方最低賃金審議会運営規程

令和 3 年 7 月 8 日改正

(規程の目的)

第1条 この規程は、石川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「労働局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、労働局長に通知するものとする。

4 委員の全員が新たに任命された場合、並びに会長及び会長代理ともに欠けた場合における会長を選挙するための会議は、労働局長が招集する。

5 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の理由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 前二項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

- 第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を付して、その都度、労働局長に送付するものとする。

(小委員会の議事運営)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年6月26日から施行する。

石川地方最低賃金審議会
石川県最低賃金専門部会運営規程

令和3年7月8日改正

（規程の目的）

第1条 この規程は、石川地方最低賃金審議会に設置する石川県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「局長」という。）又は公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第5条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、石川地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年7月30日より施行する。

令和 8 年度 石川地方最低賃金審議会 第 1 回運営小委員会

委員及び出席者名簿

(令和 8 年 8 月 19 日現在・五十音順)

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	田 中 英 男	株式会社 北國新聞社 論説委員会 副委員長
	長 澤 裕 子	坂井法律事務所 弁護士
	舟 橋 秀 明	国立大学法人 金沢大学 大学院法学研究科 法務専攻 准教授
労 働 者 代 表	九 野 光 佑	JAM北陸 副書記長
	西 田 翔	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 石川地方協議会 事務局長
	半 田 宏 志	日本労働組合総連合会石川県連合会 副事務局長
使 用 者 代 表	畦 内 一 夫	一般社団法人 石川県経営者協会 専務理事
	敷 波 利 子	株式会社シキナミ 代表取締役
	山 下 活 博	石川県商工会連合会 専務理事

区 分	氏 名	現 職
参 考 人 (オブザーバー)	石 野 弘 幸	株式会社金沢丸越百貨店 常務取締役
	酒 井 努	UAゼンセン石川支部 次長

昭和三十四年法律第百三十七号

最低賃金法

第二章 最低賃金

第三節 特定最低賃金

（特定最低賃金の決定等）

第十五条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、[前項](#)の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3 [第十条第二項](#)及び[第十一条](#)の規定は、[前項](#)の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、[同条第二項](#)中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、[第二項](#)の決定をする場合において、[前項](#)において準用する[第十一条第二項](#)の規定による申出があつたときは、[前項](#)において準用する[同条第三項](#)の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

5 [第十条第二項](#)の規定は、[前項](#)の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第十六条 [前条第二項](#)の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第十七条 [第十五条第一項](#)及び[第二項](#)の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、[同項](#)の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

（派遣中の労働者の特定最低賃金）

第十八条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により[第四条](#)の規定を適用する。

（特定最低賃金の公示及び発効）

第十九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 [第十五条第二項](#)の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、[前項](#)の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、[同条第二項](#)及び[第十七条](#)の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、[前項](#)の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

特定最低賃金について

- 地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乘せをするもの(※)。
(※)特定最低賃金が設定された場合でも、使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。
- 関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。
- 令和8年4月1日現在、全国で223件設定(うち地域別最賃を上回るのは112件)。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のもの1件のみ(平成12年以降、改正されず)。

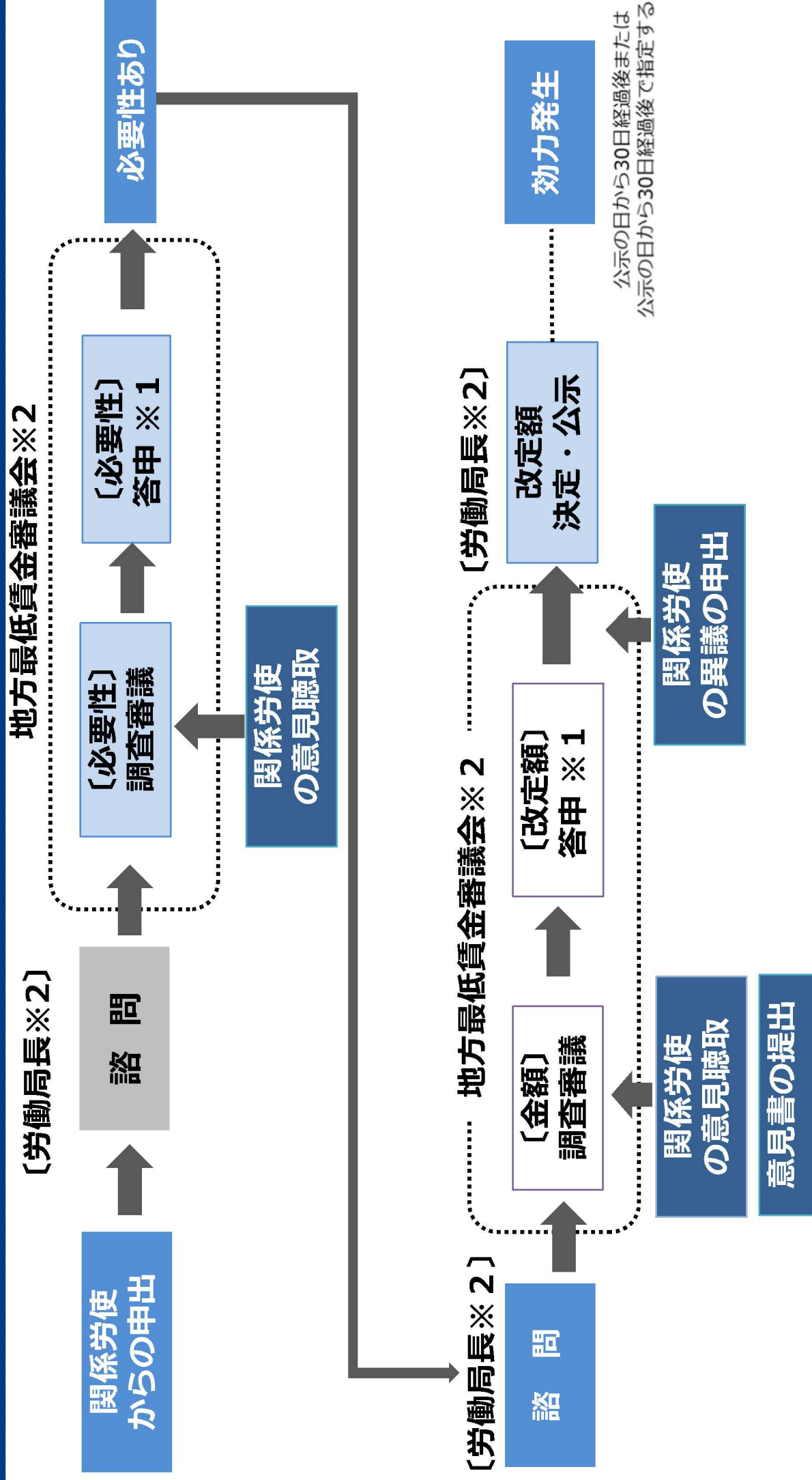
	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ 労使の取組を補完するもの	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 (実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている)	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 新設 : 対象労働者の2分の1以上の労働協約等 改正・廃止: 対象労働者の3分の1以上の労働協約等 ○ 新設、改廃を含め運用は労使のイニシアティブによる	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定)

特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件

○ 特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、<u>(1) (2) の2つの枠組みとすることや、新設・改正・廃止の要件等</u>については、いずれも<u>中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められている</u>。 ○ 特定最低賃金は、一定規模の労働協約の締結等を要件としているため、<u>実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高く交渉力がある産業（製造業）となる傾向がある</u>。地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず、<u>結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加している</u>。	
(1) 労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1,000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）がある場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること	① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること
② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること	② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること
(2) 公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合（注）	○ 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

(注)「一般の産業では企業間に賃金格差は存在し、またその生ずる原因は多様。賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当ではない」、「競争関係の存在を前提にして、『より高いレベルでの公正競争』確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待」する旨、同じく労使合意で定められている。

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



※1 特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている
(労使合意による取り決め)。

※2 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会に読み替える。

特定最低賃金の現状（令和8年4月1日現在）

	設定件数	適用 使用者数	適用 労働者数
地域別最賃下回るものを含む	223件	約9.03万人	約301万人
地域別最賃下回るものを除く	112件	約4.77万人	約183万人

	新設	改正	廃止
平成27年度	0	199	0
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1 岩手・百貨店	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1
令和5年度	0	143	2
令和6年度	0	133	0
令和7年度	0	112	0

業 種	件数(件)	適用使用者数 (百人)	適用労働者数(百人)
食品・飲料製造業関係	5 (1)	3 (1)	138 (50)
繊維工業関係	5 (0)	6 (0)	133 (0)
木材・木製品製造業関係	1 (0)	1 (0)	7 (0)
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2 (1)	1 (1)	78 (18)
印刷・同関連産業関係	1 (0)	3 (0)	34 (0)
塗料製造業関係	4 (3)	1 (1)	63 (48)
ゴム製品製造業関係	1 (0)	1 (0)	58 (0)
窯業・土石製品製造業関係	4 (2)	3 (1)	102 (68)
鉄鋼業関係	20 (17)	31 (26)	1,423 (1,303)
非鉄金属製造業関係	9 (6)	9 (6)	417 (221)
金属製品製造業関係	4 (0)	9 (0)	115 (0)
一般機械器具製造業関係	25 (14)	228 (124)	5,625 (3,384)
精密機械器具製造業関係	7 (4)	7 (4)	220 (139)
電気機械器具製造業等関係	45 (27)	211 (115)	9,145 (5,071)
輸送用機械器具製造業関係	33 (25)	143 (115)	8,486 (7,105)
小 計	166 (100)	657 (394)	26,044 (17,407)
新聞・出版業関係	1 (0)	1 (0)	5 (0)
各種商品小売業関係	30 (2)	16 (1)	1,813 (119)
自動車小売業関係	23 (10)	215 (82)	2,134 (771)
自動車整備業関係	1 (0)	10 (0)	35 (0)
道路貨物自動車運送業関係	1 (0)	3 (0)	23 (0)

※旧産業別最低賃金

全国非金属鉱業（厚生労働大臣決定）関係	1 (0)	1 (0)	4 (0)
合 計	223 (112)	903 (568)	30,058 (18,297)

※括弧書きは地域別最賃を上回る特定最低賃金

綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件				備 考	
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数			
申出事項	石川県	E111 紡績業 但しE1111～1113、 1117、1118を除く E114 染色整理業 但しE1144、1145 を除く E1151 網製造業 E1152 魚網製造業 E1153 網地製造業 (魚網を除く) L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、 糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染 色・精練の準備、綱・網の製造又はその他の補助作 業の業務に主として従事する者 (5) 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主と して従事する者 を除く	E111 0 E114 3 E115 0 L7282 0 計 3	E111 0 E114 3 E115 0 L7282 0 計 3	0 998 0 0 計 998	0 998 0 0 計 998	39.71%	
		同上	適用労働者数（基幹的労働者数） 2,513人 (推定)	E111 0 E114 3 E115 0 L7282 0 計 3	E111 0 E114 3 E115 0 L7282 0 計 3	0 998 0 0 計 998			
		審査結果	同上	同上	新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。				
		新産別最賃 の運用方針 (要旨)							
		61.2.14 中賃答申			参考 2,513 ÷ 3 ≒ 838 998 ÷ 2,513 ≒ 39.71%				

石川労働局長
常盤 剛史 殿



令和8年 7月22日

石川県支部
石川県労働委員会
支 部 長 殿
〒920-8501 石川県金沢市
日 2-3-1
支 部 長 殿

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 2, 513名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の改定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の労働協約適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

- | | | |
|-----|--|--------------------|
| (1) | 現在適応されている法定最低賃金額 | 時間額 782円 (1, 054円) |
| (2) | 労使合意を得た適応を受けるべき労働者数 | 令和8年7月現在 998 名 |
| (3) | $\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 } 998}{\text{上記2を営む使用者に使用されている労働者数 } 2, 513} = 39.71\%$ | |
| (4) | 労働協約の賃金の最も低い額 | 1, 152円/時間 |

5. 添付書類

- (1) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使協定の写し
- (2) 当該特定最低賃金の改定を求める労働者側の合意書 (委任状)
- (3) 当該特定最低賃金の改定を求める使用者側の合意書 (委任状)
- (4) 当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- (5) 当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所の所定労働時間等

以 上

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所の所定労働時間等

番号	組合名	(18歳)高卒初任給	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間
1		200,000	1,270	1890.00	157.50
2		191,000	1,186	1932.00	161.00
3		180,000	1,152	1875.00	177.083

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数①

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働協約	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1			有	有		826
2			有	有		85
3			有		有	
4			有	有		87
5			有		有	
						998

当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数②

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働協約	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		14
2			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
3			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		28
4			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
5			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		23
6			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
7			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		67
8			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)	有		36
9			有 (未満もしくは差が少ないため未提出)		有	
						168

当該特定最賃の改定を求める事業所および関係産業労使の合意書とその基幹的労働者の概数

番号	改定に合意している労働組合名および事業所名	事業所の所在地	労働組合の合意書 (委任状)	当該使用者の合意書 (委任状)	組合員数
1			有		94
2			有		20
3				有	
4			有		21
5				有	
6			有		19
7				有	
8			有		111
					265

金属成形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定申出審査結果表

公正競争ケース

地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
			申出労働者組合数 (含憲を含む)	所属企業数 (産業)	基幹的労働者数	
申出事項 石川県	E240 管理、補助的活動を行う事業所 E245 金属成形材製品製造業 E248 木・竹・パルプ・紙・小ねじ・木ねじ等製造業 E249 その他の金属製品製造業 E252 ホット・圧縮機器製造業 E253 一般産業用機械・装置製造業 E259 その他のはん用機械・同部分品製造業 E260 管理、補助的経済活動を行う事業所 E2611 農業用トラクタ製造業 E262 建設用機械・鉱山機械製造業 E263 繊維機械製造業 E264 生活関連産業用機械製造業 E265 基礎素材産業用機械製造業 E266 金属加工機械製造業 E267 半導体・フラットパネル製造業 E269 その他の生産用機械・同部分品製造業 E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E292 産業用電気機械器具製造業 L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は主工具、小型手持動力機若しくは操 作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰 め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又 は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で 行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	計 38	計 39	計 10,760	38.05%
	同上	適用労働者数（基幹的労働者数） 28,276人 (推定)	計 38	計 38	計 9,512	
	新産別最賃 の適用方針 (要旨)	事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとして、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの同意により申出が行われるもの。				
61.2.14 中賃審申		参考 28,276 ÷ 3 = 9,425 9,512 ÷ 28,276 = 33.64%				

2026年7月8日

石川労働局長
常盤剛史 様

J

中町ソ
吉田貴

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

言己

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者28,276名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,090円/H

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2026年7月時点 10,760名

◆合意率 $\frac{10,760}{28,276} = 38.05\%$

- 5 添付書類
(1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2) 組織における合意を表す機関決定の写。
(3) 申出合意および委任状。
(4) 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
(5) 公正競争ケース申請における疎明資料。
(6) 労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。



以上

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

2026年7月現在

	事業所名	産業 分類	労働組合名	合意別 分類	協定 時間額	合意する者 の数	備 考
1		E263		労働協約	1, 185	292	
2		E291		組合決議		128	
3		E264		組合決議		53	
4		E264		組合決議		14	
5		E263		労働協約	1, 180	731	
6		E262		組合決議		123	
7		E248		組合決議		30	
8		E248		組合決議		58	
9		E248		組合決議		31	
10		E253		組合決議		23	
11		E245		組合決議		21	
12		E291		組合決議		173	
13		E262		労働協約	1, 300	375	
14		E264		組合決議		142	
15		E262		組合決議		177	
16		E253		労働協約	1, 170	175	
17		E263		労働協約	1, 431	313	229, 000円÷160. 00H/月
18		E262		組合決議		181	
19		E262		組合決議		75	
20		E262		労働協約	1, 300	2, 520	
21		E269		労働協約	1, 300	383	
22		E262		組合決議		112	
23		E269		組合決議		19	
24		E253		労働協約	1, 180	1, 024	
25		E262		組合決議		24	
26		E262		組合決議		24	
27		E260		組合決議		5	
28		E259		労働協約	1, 208	507	193, 520円÷160. 15H/月
29		E259		労働協約	1, 208	87	193, 520円÷160. 15H/月
30		E259		組合決議		106	
31		E266		組合決議		38	
32		E253		労働協約	1, 183	51	
33		E262		組合決議		53	
34		E253		労働協約	1, 183	138	190, 150円÷160. 67H/月
35		E264		労働協約	1, 415	2, 266	
36		E266		組合決議		32	
37		E253		組合決議		131	
38		E249		組合決議		125	
合意者 合計						10, 760	
合意率						38. 05%	10760÷28276
協定者 合計						8, 862	
協定率						31. 34%	8862÷28276
適用労働者数						28, 276	合意率（協定率）分母

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・
送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業の
最低賃金改正申請のための疎明資料

上記業種における企業間の賃金格差は下記のとおりであり、よって公正競争を確保する
点でも特定(産業別)最低賃金の改正が必要である。

2025年10月時点の賃金実態

企業名 (組合名)	企業規模 組合員数	平均 基本賃金				
		全体	25歳	30歳	35歳	40歳
A 労組	500人以上	314,720	230,050	259,209	295,566	322,556
B 労組	500人以上	278,034	227,337	250,962	276,754	302,653
C 労組	201～500人	294,398	228,780	255,313	279,326	298,024
D 労組	201～500人	299,244	227,225	243,474	271,349	300,874
E 労組	101～200人	276,794		274,527	300,882	336,317
F 労組	101～200人	280,964	222,520	239,220	275,950	293,367
G 労組	100人以下	253,384	213,550		245,470	
H 労組	100人以下	235,219				218,594
	平均	279,095	224,910	253,784	277,900	296,055

2026年賃上げ実態

	平均		賃上げ実績	
	賃金	年齢	金額	率
A 労組	323,531	45.4	12,100	3.74%
B 労組	294,871	36.8	16,277	5.52%
C 労組	288,562	40.0	13,852	4.80%
D 労組	299,816	41.0	11,806	3.94%
E 労組	276,963	37.3	15,169	5.48%
F 労組	281,665	40.8	13,000	4.62%
G 労組	262,135	38.0	9,598	3.66%
H 労組	236,980	49.8	7,000	2.95%
	283,065	41.1	12,350	4.36%

※平均賃金・年齢は、要求時点での基礎数値です。

以 上

自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件				備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数		
申出事項	石川県	E310 管理、補助的活動を行う 事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操 作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰 め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又 は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で 行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E310 0	E310 0	0	41.34%	
		E311 自動車・同附属製造業		E311 2	E311 2	1,581		
		E3191 自転車・同部分品製造業		E3191 0	E3191 0	0		
		L7282 純粋持株会社		L7282 0	L7282 0	0		
		計		2	計 2	計 1,581		
審査結果	同上	同 上	同 上	E310 0	E310 0	0		
		同 上	適用労働者数（基幹的労働者数） 3,824人 (推定)	E311 2	E311 2	1,581		
			E3191 0	E3191 0	0			
			L7282 0	L7282 0	0			
		計	2	計 2	計 1,581			
新産別最賃 の運用方針 (要旨)	新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。							
61.2.14 中賃答申	参考 3,824 ÷ 3 = 1,275 1,581 ÷ 3 = 41.34%							

2026年7月8日

石川労働局長
常盤剛史 様

J 4

中町ソ
吉田貴

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

言 己

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者3,824名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,090円/H

◆最も低い労働協約の賃金額 = 1,218円/H

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,581名

◆労働協約率 $\frac{1,581}{3,824} = 41.34\%$
- 5 添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)申出合意および委任状。
(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。

以上



石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に合意する者の数および事業所内訳

2026年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備 考
1		E3191		組合決議		234	
2		E311		労働協約	1,250	889	201,200円÷160.97H/月
3		E311		労働協約	1,218	692	196,000円÷160.97H/月
				合意者 合計		1,815	
				合意率		47.46%	1815÷3824
				協定者 合計		1,581	
				協定率		41.34%	1581÷3824
				適用労働者数		3,824	合意率（協定率）分母

電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	E281 電子デバイス製造業 E282 電子部品製造業 E283 記録メディア製造業 E284 電子回路製造業 E285 ユニット部品製造業 E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 E290 管理、補助的経済活動を行う事業所 (E293・E296に限る) E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E293 民生用電気機械器具製造業 E294 電球・電気照明器具製造業 E296 電子応用装置製造業 E301 通信機械器具・関連機械器具製造業 E302 映像・音響機械器具製造業 E303 電子計算機・同付属装置製造業 L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め等の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E281 5 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 2 E302 0 E303 2 L7282 0 計 13	E281 5 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 2 E302 0 E303 2 L7282 0 計 13	2,034 0 0 0 0 0 0 0 452 0 207 0 471 0 1,145 0 計 4,309	34.93%
審査結果	同上	同上	同上	E281 5 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 2 E302 0 E303 2 L7282 0 計 13	E281 5 E282 0 E283 0 E284 0 E285 0 E289 0 E290 0 E291 3 E293 0 E294 1 E296 0 E301 2 E302 0 E303 2 L7282 0 計 13	2,034 0 0 0 0 0 0 452 0 131 0 471 0 1,134 0 計 4,222	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。	適用労働者数 (基幹的労働者数) 12,336人 (推定)			
61.2.14 中賃答申			参考 12,336 ÷ 3 = 4,112 4,222 ÷ 12,336 = 34.23%				

令和7年7月21日

石川労働局長
常 盤 剛 史 様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西念3丁目3番5号
全日本電機工業会 情報関連産業
労働組合 地方協議会
議長 〇

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

12,336名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

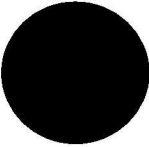
上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{4,309 \text{ 名}}{12,336 \text{ 名}} = 34.9\%$$



労働協約の賃金額	= 1,163 円／時間額
適用されている法定最低賃金額	= 1,064 円／時間額

6. 添付書類

- ①労働協約 適用最低賃金
- ②労働協約 適用労働者数
- ③労働協約の写
- ④所定労働時間数および所定労働日数
- ⑤申出合意書および委任状

以 上



合意する者の使用者内訳

令和 8 年 労働協約 適用労働者数

(単位：人)

No.	産業分類	上段：使用者名／下段：労働組合名	適用労働数
1	E281		707
2	E303		1,120
3	E281		849
4	E281		258
5	E303		25
6	E294		207
7	E29		66
8	E29		262
9	E29		124
1 0	E30		309
1 1	E301		162
1 2	E281		28
1 3	E281		192
		合 計	4,309

令和 8 年 労働協約 適用最低賃金

(単位：円)

No.	産業分類	労働組合名	時間額	月額
1	E281		1,251	197,000
2	E303		1,334	200,000
3	E281		1,370	211,500
4	E281		<u>1,227</u> ^{*1}	191,000
5	E303		1,380	213,000
6	E294		1,164	<u>187,439</u> ^{*2}
7	E29		<u>1,385</u> ^{*3}	213,000
8	E29		<u>1,340</u> ^{*4}	209,500
9	E29		1,163	190,000
10	E30		1,380	213,000
11	E301		<u>1,397</u> ^{*5}	213,000
12	E281		<u>1,385</u> ^{*6}	213,000
		最低金額（計算値は除く）	1,163	190,000
		最高金額（計算値は除く）	1,380	213,000
		平均（12 組合単純平均）	1,315	206,417

注：金額は、協定書に記載された金額。平均は、各組合の値の単純平均。最高金額、最低金額は、計算値（下記）は除く。

※1 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,867.75 時間）から算出。

※2 は、最低賃金時間額と月間所定時間（161.03 時間）から算出。

※3 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,844.5 時間）から算出。

※4 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,875.5 時間）から算出。

※5 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,829 時間）から算出。

※6 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,844.4 時間）から算出。

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働組合数 (合意を含む)	所属事業場数 (産業)	基幹的労働者数	
申出事項	石川県	I560 管理、補助的経済活動を行う事業所 I561 百貨店、総合スーパー	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者を除く	I560 0 I561 4 計 4	I560 0 I561 24 計 24	0 2,713 計 2,713	97.91%
審査結果	同上	同 上	同 上 適用労働者数（基幹的労働者数） 2,771人 (推定)	I560 0 I561 4 計 4	I560 0 I561 12 計 12	0 1,583 計 1,583	
新産別最低賃金の運用方針 (要旨)			新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に 行われるものであること。				
61.2.14 中賃答申			参考 2,771 ÷ 3 = 924 1,583 ÷ 2,771 = 57.13%				

令和8年7月22日

石川労働局長
常盤剛史殿



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者
2, 7 7 1名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 1, 0 6 0円

(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和8年7月現在 2, 7 1 3名

(3) 合意率
$$\frac{2, 7 1 3}{2, 7 7 1} = 9 7 . 9 0 \%$$

5. 添付書類

(1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し

(2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し

(3) 申出合意及び委任状の写し

(4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。

以 上

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する疎明資料(令和8年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(店舗)の名称	事業所の所在地	産 業	分類	組合員数
1				総合スーパー	I561	223
				総合スーパー	I561	143
				総合スーパー	I561	210
				総合スーパー	I561	211
				総合スーパー	I561	158
				総合スーパー	I561	125
				総合スーパー	I561	287
				総合スーパー	I561	101
				総合スーパー	I561	285
				総合スーパー	I561	291
2				総合スーパー	I561	110
				総合スーパー	I561	115
				総合スーパー	I561	55
				総合スーパー	I561	45
				総合スーパー	I561	15
				総合スーパー	I561	28
				総合スーパー	I561	39
				総合スーパー	I561	17
				総合スーパー	I561	17
				総合スーパー	I561	23
3				総合スーパー	I561	17
				総合スーパー	I561	5
				総合スーパー	I561	114
				総合スーパー	I561	79
				総合スーパー	I561	2713
4				総合スーパー	I561	2713
				総合スーパー	I561	2713
				総合スーパー	I561	2713
				総合スーパー	I561	2713
				総合スーパー	I561	2713
				総合スーパー	I561	2713
				総合スーパー	I561	2713
				総合スーパー	I561	2713
				総合スーパー	I561	2713
				総合スーパー	I561	2713

令和8年度 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金改定申し入れ 《疎明資料》

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
	214,000	214,000	9,950	1,337	1,337	1920h	160h (8.0h)
	215,000	215,000	10,322	1,290	1,290	2000h	166h38m (8.0h)
	210,000	200,000	9,709	1,212	1,212	1984h	165h3m (8.0h)
	211,150	211,150	9,824	1,228	1,228	2008h	172h (8.0h)

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

石川県 最低賃金額の推移(平成23年度～令和7年度)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
石川県最低賃金	687	693	704	718	735	757	781	806	832	833	861	891	933	984	1,054
引上額(円)	1	6	11	14	17	22	24	25	26	1	28	30	42	51	70
引上率(%)	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71	5.47	7.11
目安額	1円	4円	10円	14円	16円	22円	24円	25円	26円	示さず	28円	30円	40円	50円	63円
発効年月日	H23.10.20	H24.10.6	H25.10.19	H26.10.5	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.2	R2.10.7	R3.10.7	R4.10.8	R5.10.8	R6.10.5	R7.10.8
綿紡績等 ※1	時間額(円)	718	721	726	735	745	758	782	(石川県最低賃金適用)						
	引上額(円)	2	3	5	9	10	13	24							
	引上率(%)	0.28	0.42	0.69	1.24	1.36	1.74	3.17							
	発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31							
機械器具等 ※2 自動車等 ※3	時間額(円)	815	820	826	836	849	863	880	920	922	946	971	1,000	1,040	1,090
	引上額(円)	4	5	6	10	13	14	17	20	2	24	25	29	40	50
	引上率(%)	0.49	0.61	0.73	1.21	1.56	1.65	1.97	2.22	0.22	2.60	2.64	2.99	4.00	4.81
	発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	R1.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31	R7.12.31
電子部品等 ※4	時間額(円)	758	763	770	781	795	810	826	868	870	896	923	963	1,008	1,064
	引上額(円)	4	5	7	11	14	15	16	21	2	26	27	40	45	56
	引上率(%)	0.53	0.66	0.92	1.43	1.79	1.89	1.98	2.48	0.23	2.99	3.01	4.33	4.67	5.56
	発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31	R7.12.31
百貨店等 ※5	時間額(円)	770	775	781	790	800	811	820	860	865	890	915	950	994	1060
	引上額(円)	4	5	6	9	10	11	9	20	5	25	25	35	44	66
	引上率(%)	0.52	0.65	0.77	1.15	1.27	1.38	1.11	2.38	0.58	2.89	2.81	3.83	4.63	6.64
	発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31	R7.12.31

※1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金

※2 石川県金属素材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

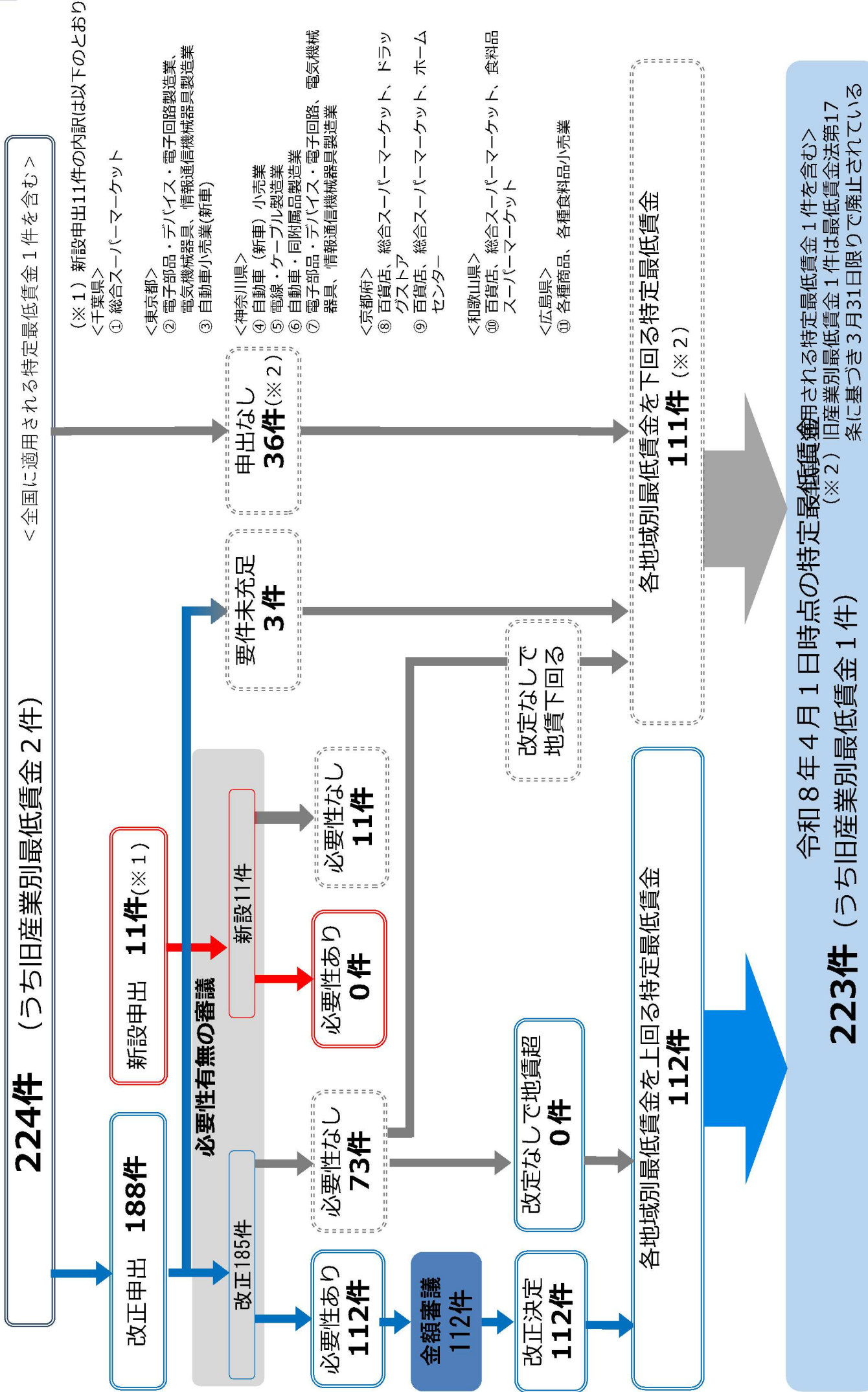
※3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

※4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

※5 石川県百貨店、総合スーパー・マーケット最低賃金

令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和7年4月時点の特定最低賃金



最低賃金法第17条：特定最低賃金が著しく不相当となった場合、労使の申出を待つことなく厚生労働大臣又は都道府県労働局長自らが職権で廃止することができる。